

選択的殺処分が実施された場合の互助金交付申請の事例

【互助金申請の前提条件】

○豚熱の発生日 令和8年10月1日
(移動制限措置日)

○防疫措置完了日 令和8年10月22日(3週間)
(殺処分や死体等の処理、畜舎等の消毒(3回目)が全て完了)

<例示>

【豚熱発生農場】

○対象農場	A県a農場
○飼養形態	一貫経営
○家畜防疫互助契約 (企業型)	繁殖(雌) 100頭 繁殖(雄) 10頭 肥育 3,000頭

○選択的殺処分頭数
(1) 肥育豚(豚熱発生時の農場の患畜等) 1,200頭
(2) 3回の消毒の間に生まれた子豚(強制流産豚を含む)
= 500頭
(3) 合計殺処分頭数(1) + (2) 1,700頭

【肥育豚の導入形態】

(導入形態ケースⅠ)

殺処分頭数1,700頭のうち、

① 500頭を他農場から導入

(令和8年11月10日～令和8年12月20日まで)

② 残る1,200頭を自らの農場で生まれた自家産豚で導入

○防疫措置(3回の消毒)完了後に最初に子豚が生まれた日
令和8年11月1日

自家産豚の頭数

(令和8年11月1日～令和8年11月22日)

11月1日 = 300頭

11月8日 = 300頭

11月15日 = 300頭

11月22日 = 300頭

合計 = 1,200頭

(導入形態ケースⅡ)

殺処分頭数 1,700頭をすべて自家産豚で導入する場合

(令和8年11月1日～令和8年12月6日)

○防疫措置(3回の消毒)完了後に最初に子豚が生まれた日

令和8年11月1日

11月1日 = 300頭

11月8日 = 300頭

11月15日 = 300頭

11月22日 = 300頭

11月29日 = 300頭

12月6日 = 200頭

合計 = 1,700頭

(肥育豚の導入に関する証拠書類)

① 500頭を他農場から購入した領収書等の書類(導入豚)

② 最初に生まれた子豚がと畜場等に出荷されるまでの平均期間

(自家産豚) 令和9年5月1日

(令和8年11月1日に生まれた豚が180日間経過後の

令和9年5月1日にと畜場に出荷されたと仮定)

※過去1年間の肥育豚の分娩日から出荷までの平均期間

(申請農場から過去一年間の出荷伝票等から平均日数の一覧表の提出)

(選択的殺処分の場合の家畜防疫互助金交付申請書) 導入形態ケースⅠの場合

別紙様式6号-1

家畜防疫互助金交付申請書

令和9年2月20日

公益社団法人中央畜産会 会長 殿 (A県畜産協会等 経由)

住 所	
契 約 者 氏 名	〇〇 〇〇 印
電 話 番 号	()
契 約 者 番 号	□□-□-□□□□□□
農 場 住 所	A県B町1234番地
農場名(枝番号)	a農場 ()
疾 病 発 生 日	西暦2026年10月 1 日
契 約 区 分	豚の場合 <u>企業型</u> 家族型
(注) 豚の場合は契約区分に○印を付けること	

本農場では、今期事業対策期間において家畜疾病（豚熱）が発生し、飼養患畜（豚）の殺処分を行いましたので、家畜防疫互助金交付契約書（豚）第10条の規定に基づき、互助金16,638,500円を交付されたく申請します

1 総括表		(単位：円)		
互助金の種類	家畜の種類			交付申請金額
	乳用牛	肉用牛	豚	
経営支援互助金	—	—	16,638,500	16,638,500
焼却・埋却等互助金	—		0	0
合計	0	0	16,638,500	16,638,500

(導入形態ケースⅠ (導入豚500頭、自家産豚1,200頭で導入))

農場名 (枝番号) : A県a農場

(3) 豚

互助金の種類	契約頭数 (頭)	防疫措置対 象頭数 (頭)	導入計画 頭数(頭)	交付申請 頭数 (頭)	単価 (円/頭)	金額 (円)	備考
経営支援互助金 【家族型】 (小計)							
繁殖用種豚 (雌)							
繁殖用種豚 (雄)							
肥育豚							
経営支援互助金 【企業型】 (小計)	3,110	1,700	1,700	1,700	—	16,638,500	
繁殖用種豚 (雌)	100	0	0				
繁殖用種豚 (雄)	10	0	0				
肥育豚 (導入豚)	3,000	1,700	500	500	6,877	3,438,500	
肥育豚 (自家産豚)			1,200	1,200	11,000	13,200,000	
焼却・埋却等互助金 (小計)	0	0	0	0	0	0	
法第59条の規定に基づく費用の交付 がある場合							
その他							
合計金額				1,700		16,638,500	

(注1) 交付申請頭数は、契約頭数、防疫措置対象頭数、導入計画頭数のうち最も少ない頭数を記入する。

(注2) 選択的殺処分の場合は、表中の肥育豚の欄の「21日齢以上のもの」を削除する

3 添付書類

上記の防疫措置を証明する書類

4 導入計画

別紙1「導入豚の飼養管理計画及び生産量」のとおり

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店

〇〇預金

口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義〇〇〇〇〇〇〇〇

(選択的殺処分の場合の家畜防疫互助金交付申請書) 導入形態ケースⅡの場合

別紙様式6号-1

家畜防疫互助金交付申請書

令和9年2月20日

公益社団法人中央畜産会 会長 殿 (A県畜産協会等 経由)

住 所	
契 約 者 氏 名	〇〇 〇〇 印
電 話 番 号	()
契 約 者 番 号	□□-□-□□□□□□
農 場 住 所	A県B町1234番地
農場名(枝番号)	a農場 ()
疾 病 発 生 日	西暦2026年10月 1 日
契 約 区 分	豚の場合 <u>企業型</u> 家族型
(注) 豚の場合は契約区分に○印を付けること	

本農場では、今期事業対策期間において家畜疾病（豚熱）が発生し、飼養患畜（豚）の殺処分を行いましたので、家畜防疫互助金交付契約書（豚）第10条の規定に基づき、互助金18,700,000円を交付されたく申請します

1 総括表 (単位：円)

互助金の種類	家畜の種類			交付申請金額
	乳用牛	肉用牛	豚	
経営支援互助金	—	—	18,700,000	18,700,000
焼却・埋却等互助金	—		0	0
合計	0	0	18,700,000	18,700,000

(導入形態ケースⅡ (殺処分頭数の全頭を自家産豚で1,700頭で導入)

農場名 (枝番号) : A県a農場

(3) 豚

互助金の種類	契約頭数 (頭)	防疫措置対 象頭数 (頭)	導入計画 頭数(頭)	交付申請 頭数(頭)	単価 (円/頭)	金額(円)	備考
経営支援互助金【家族型】(小計)							
繁殖用種豚(雌)							
繁殖用種豚(雄)							
肥育豚							
経営支援互助金【企業型】(小計)	3,210	1,700	1,700	1,700	—	18,700,000	
繁殖用種豚(雌)	200	0	0				
繁殖用種豚(雄)	10	0	0				
肥育豚(導入豚)	3,000	1,700	0	0	0	0	
肥育豚(自家産豚)			1,700	1,700	11,000	13,200,000	
焼却・埋却等互助金(小計)	0	0	0	0	0	0	
法第59条の規定に基づく費用の交付 がある場合							
その他							
合計金額				1,700		18,700,000	

(注1) 交付申請頭数は、契約頭数、防疫措置対象頭数、導入計画頭数のうち最も少ない頭数を記入する。

(注2) 選択的殺処分の場合は、表中の肥育豚の欄の「21日齢以上のもの」を削除する

3 添付書類

上記の防疫措置を証明する書類

4 導入計画

別紙1「導入豚の飼養管理計画及び生産量」のとおり

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店

〇〇預金

口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義〇〇〇〇〇〇〇〇

導入豚の飼養管理計画及び生産量

農場名 : a農場

【繁殖用種豚 雌】

豚舎	導入豚の飼養管理						分娩頭数	備考 (子豚出荷)
	導入年月	品種	導入頭数	導入年齢	種付年月	分娩年月		
計			0					

【繁殖用種豚 雄】

豚舎	導入豚の飼養管理					備考
	導入年月	品種	導入頭数	導入年齢	種付開始	
計			0			

【肥育豚】

豚舎	導入豚の飼養管理				出荷予定		備考
	導入年月	品種	導入頭数	導入年齢	年月	頭数	
育成舎	令和8年11月10日	LW	100	2か月齢	令和9年3/10	100	導入豚
育成舎	令和8年11月20日	LW	100	2か月齢	令和9年3/20	100	導入豚
育成舎	令和8年11月30日	LW	100	2か月齢	令和9年3/30	100	導入豚
育成舎	令和8年12月10日	LW	100	2か月齢	令和9年4/10	100	導入豚
育成舎	令和8年12月20日	LW	100	2か月齢	令和9年4/20	100	導入豚
小計			500			500	
離乳舎	令和8年11/1	LW	300	0	令和9年5/1	300	自家産豚
離乳舎	令和8年11/8	LW	300	0		300	自家産豚
離乳舎	令和8年11/15	LW	300	0		300	自家産豚
離乳舎	令和8年11/22	LW	300	0		300	自家産豚
小計			1,200			1,200	
計			1,700			1700	

導入完了日
令和8年12月20日

導入完了日
令和9年5月1日
(平均出荷期間180日間)

導入豚の飼養管理計画及び生産量

農場名 : a農場

【繁殖用種豚 雌】

豚舎	導入豚の飼養管理						分娩頭数	備考 (子豚出荷)
	導入年月	品種	導入頭数	導入年齢	種付年月	分娩年月		
計			0					

【繁殖用種豚 雄】

豚舎	導入豚の飼養管理					備考
	導入年月	品種	導入頭数	導入年齢	種付開始	
計			0			

【肥育豚】

豚舎	導入豚の飼養管理				出荷予定		備考
	導入年月	品種	導入頭数	導入年齢	年月	頭数	
育成舎		LW	0	2か月齢		0	
小計			0			0	
離乳舎	令和8年11/1	LW	300	0	令和9年5/1	300	自家産豚
離乳舎	令和8年11/8	LW	300	0		300	自家産豚
離乳舎	令和8年11/15	LW	300	0		300	自家産豚
離乳舎	令和8年11/22	LW	300	0		300	自家産豚
離乳舎	令和8年11/29	LW	300	0		300	自家産豚
離乳舎	令和8年12/6	LW	200	0		200	自家産豚
小計			1,700				
計			1,700				

導入完了日

令和9年5月1日

(平均出荷期間180日間)

別紙2 飼養状況 (導入形態ケースⅠ、ケースⅡ共通)

事業参加者 : ○○○○
発生農場名 :
経営形態 : ○一貫 ○子取り ○肥育
発生年月日 : 2026年 10月 1日

直近1年間の月別平均飼養頭数

年 月	繁殖豚		肥育豚	計
	♂	♀		
2025年10月	100	10	3,000	3,110
2025年11月	100	10	3,000	3,110
2025年12月	100	10	3,000	3,110
2026年1月	100	10	3,000	3,110
2026年2月	100	10	3,000	3,110
2026年3月	100	10	3,000	3,110
2026年4月	100	10	3,000	3,110
2026年5月	100	10	3,000	3,110
2026年6月	100	10	3,000	3,110
2026年7月	100	10	3,000	3,110
2026年8月	100	10	3,000	3,110
2026年9月	100	10	3,000	3,110
合計	1200	120	36,000	37320
平均	100	10	3,000	3,110

注) 年月は、発生年月の前月までの1年間(平均飼養頭数)

平均は、小数点第3位以下を切捨て、小数点第2位まで記載

発生年月の直近の事業年度における雇用労賃調べ、(決算書による)。

常時雇用労賃(月給制又は日給制の雇用者) 肥育豚舎のみ

年 月	人数	雇用労賃	備考
2025年10月	4	1,600,000	
2025年11月	4	1,600,000	
2025年12月	4	3,000,000	(賞与を含む)
2026年1月	4	1,600,000	
2026年2月	4	1,600,000	
2026年3月	4	1,600,000	
2026年4月	4	1,600,000	
2026年5月	4	1,600,000	
2026年6月	4	3,000,000	(賞与を含む)
2026年7月	4	1,600,000	
2026年8月	4	1,600,000	
2026年9月	4	1,600,000	
計	平均 4 人	22,000,000	
1人当たり労賃	1 人	5,500,000	

平均は、小数点第3位以下を切捨て、小数点第2位まで記載

常時雇用者＝繁殖(雌)2名、繁殖(雄)1名、肥育(4名)を前提

(1年間)

[illegible]

別紙5 役員及び雇用者の農場・区分別飼養管理従事割合（導入形態ケースⅠ、ケースⅡ共通）

契約農場	区分	契約頭数	殺処分頭数	役員従事割合%	常時雇用者人数	常時雇用者の従事割合%
a農場	繁殖用種豚（雌）	200	0	30%（0.6名）	2	29%
	繁殖用種豚（雄）	10	0	20%（0.4名）	1	14%
	肥育豚	3,000	1,700	50%（1名）	4	57%
	繁殖用種豚（雌）					
	繁殖用種豚（雄）					
	肥育豚（21日齢以上）					
	繁殖用種豚（雌）					
	繁殖用種豚（雄）					
	肥育豚（21日齢以上）					

（注1）役員の場合は、役員全体の人数を記載すること。（ 2 ）人

（注2）選択的殺処分の場合は、肥育豚の欄の「（21日齢以上）」を削除する

経営支援互助金交付単価等の算定（導入形態ケースⅠの500頭の導入豚の場合）

対象者		区分	企業型	家畜区分	肥育豚（21日齢以上）
・農場名	A県a農場			年間平均飼養頭数	3,000.00 頭
・飼養管理人員	事業主 役員 雇用者（外部）	0.0 人 1.0 人 4.0 人	5.00 人		
・1人当たり飼養管理頭数	600.00 頭	3,000.00 頭	÷	5.00 人	
・交付対象頭数の算定 以下の（1）から（3）のうち何れか少ない頭数となる。 （1）家畜防疫互助契約頭数 3,000 頭 （2）防疫措置による殺処分頭数 1,700 頭（家畜防疫員確認頭数） （3）新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる頭数 500 頭					
・経営支援互助金の算定 6,877 円（単価）× 500 頭（交付対象頭数） 3,438,500 円					

①雇用労賃関係指標
ア 雇用者の飼養管理頭数
イ 雇用者の年間労賃総額
ウ 1 頭当たり雇用労賃

2400.00 頭 (600.00 × 4.00 {雇用者数})
22000000.00 円 (5,500,000.00 円 × 4.00)
9,166.66 円 (イ÷ア)

②支払地代関係指標
ア 年間支払地代
イ 1 頭当たり支払地代

0.00 円
0.00 円 (ア÷年間平均飼養頭数)

③減価償却費関係指標
ア 年間減価償却費
イ 1 頭当たり償却費

0.00 円 (ア÷年間平均飼養頭数)

④空舎期間関係指標
・移動制限等の措置がとられた日
・経営再開に伴う豚の導入が終了した日
・空舎期間（月）

2026/10/1
2026/12/20
3 ヶ月

西暦で入力してください。

交付単価算定

雇用労賃補正				地代補正				減価償却費補正				小計 ⑤ ①+②+③ +④	空舎期間の補正		小計※2 ⑧ ⑤×⑥/⑦	交付上 限単価 ⑨	互助金 交付単価 ⑩と⑨の何 れか低い額
交付上限単 価 （別表A） a	対象農場の 雇用労賃 （別表a） b	生産費調査 の雇用労賃 （別表a） c	※1 補正後 ① a×b/c	交付上限単 価 （別表B） a	対象農場の 地代 b	生産費調査 の地代 （別表b） c	※1 補正後 ② a×b/c	交付上限単 価 （別表C） a	対象農場 の建物償却 費 （別表c） b	生産費調査 の建物償却 費 （別表c） c	※1 補正後 ③ a×b/c		対象農場の 空舎 期間⑥ -	交付上限単価の 空舎期間（別表E）⑦ -			
2,347	9,166.66	1,844	11,667.11	20	0.00	15	0.00	1,961	0.00	1,541	0.00	18,340.11	3	8	6,877	11,000	6,877

※1 雇用労賃補正・地代補正・減価償却費補正の各補正後の数値（①～③）については、小数点3位以下を切捨てて計算している。

※2 小計⑧については、小数点以下を切捨てて計算している。

経営支援互助金交付単価等の算定（導入形態ケースⅠの1200頭の自家産豚）

対象者		区分	企業型	家畜区分	肥育豚（21日齢以上）
・農場名	A県a農場			年間平均飼養頭数	3,000.00 頭
	・飼養管理人員	事業主	0.0 人 1.00 人 4.00 人	5.00 人	
		役員			
		雇用者（外部）			
・1人当たり飼養管理頭数	600.00 頭	3,000.00 頭	÷	5.00 人	
・交付対象頭数の算定 以下の（1）から（3）のうちどれか少ない頭数となる。 （1）家畜防疫互助契約頭数 3,000 頭 （2）防疫措置による殺処分頭数 1,700 頭（家畜防疫員確認頭数） （3）新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる頭数 1,200 頭					
・経営支援互助金の算定 11,000 円（単価）× 1,200 頭（交付対象頭数） 13,200,000円					

①雇用労賃関係指標	円
ア 雇用者の飼養管理頭数	2400.00 頭（ 600.00 × 4.00 {雇用者数} ）
イ 雇用者の年間労賃総額	22000000.00 円（ 5,500,000.00 円 × 4.00 ）
ウ 1頭当たり雇用労賃	9,166.66 円（イ÷ア）
②支払地代関係指標	円
ア 年間支払地代	0.00 円
イ 1頭当たり支払地代	0.00 円（ア÷年間平均飼養頭数）
③減価償却費関係指標	円
ア 年間減価償却費	0.00 円（ア÷年間平均飼養頭数）
イ 1頭当たり償却費	0.00 円
④空舎期間関係指標	（月）
・移動制限等の措置がとられた日	
・経営再開に伴う豚の導入が終了した日	
・空舎期間（月）（※1ヶ月未満は切上）	
2026/10/1	
2027/5/1	
8 ヶ月	

西暦で入力してください。

西暦で入力してください。

交付単価算定

雇用労賃補正				地代補正				減価償却費補正				小計 ⑤ ①+②+③+④	空舎期間の補正		小計※2 ⑧ ⑤×⑥/⑦	交付上限単価 ⑨	互助金 交付単価 ⑩と⑨の何れか低い額
交付上限単価 (別表A) a	対象農場の 雇用労賃 (別表a) b	生産費調査 の雇用労賃 (別表a) c	※1 補正後 ① a×b/c	交付上限単価 (別表B) a	対象農場の 地代 b	生産費調査 の地代 (別表b) c	※1 補正後 ② a×b/c	交付上限単価 (別表C) a	対象農場の 建物償却 費 b	生産費調査 の建物償却 費 (別表c) c	※1 補正後 ③ a×b/c		対象農場の 空舎 期間⑥ -	交付上限単価の 空舎期間 (別表E) ⑦ -			
2,347	9,166.66	1,844	11,667.11	20	0.00	15	0.00	1,961	0.00	1,541	0.00	18,340.11	8	8	18,340	11,000	11,000

※1 雇用労賃補正・地代補正・減価償却費補正の各補正後の数値（①～③）については、小数点3位以下を切捨てて計算している。

※2 小計⑩については、小数点以下を切捨てて計算している。

